
2027年国際園芸博覧会 上川井瀬谷1号線ほか3か所道路改良工事

入札公告

次のとおり、一般競争入札を行うので、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）契約規程第4条の規定により公告する。

入札参加者は、この公告のほか、契約締結に必要な条件を熟知の上、入札を行うこと。

2026年9月1日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

代表理事・事務総長 河村 正人

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名

2027年国際園芸博覧会 上川井瀬谷1号線ほか3か所道路改良工事

(2) 工事場所

横浜市瀬谷区瀬谷町 5810 番地 6 から 6186 番地 までほか3か所

(2) 工事概要

防護柵設置工 一式 ほか

(4) 工事

道路改良工事

(5) 履行期限

契約締結の日から 2027 年 3 月 18 日まで

(6) 予定価格

開札後に公表

(7) 最低制限価格

開札後に公表

【最低制限価格の算出方法】

○最低制限価格算出基礎額について 最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費までの額の合計額（以下「算定基礎額」という。）に 100 分の 110 を乗じた額とする。なお、算定基礎額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げる。

- ・直接工事費の額に 10 分の 10 を乗じた得た額
- ・共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じた得た額
- ・現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じた得た額
- ・一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じた得た額

○上記「最低制限価格算出基礎額について」により算出された算定基礎額が、消費税及び地方消費税を除いた予定価格（以下「予定価格（税抜き）」という。）に 10 分の 9.5 を乗じて得た額を超える場合 にはあっては予定価格（税抜き）に 10 分の 9.5 を乗じて得た額とし、10 分の 7.5 を乗じて得た額 に満た ない場合にあっては予定価格（税抜き）に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

○再度入札を実施する場合の最低制限価格は、当初入札に係る最低制限価格と同じ額とする。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格条件を全て満たした単体企業又は特定建設共同企業体 であること。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること

ア 当該入札に契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各 号に掲げ係る者

(2) 特定建設共同企業体の資格条件

ア 構成員の出資比率は、各構成員の出資比率は 30%以上であるとともに、代表者となる構成員の出 資比率は、当該特定建設共同企業体の構成員中最大でなければならない。

イ 入札参加しようとする者は、構成員、各構成員の順位及び出資比率が同一である特定建設共同企業 体により参加しなければならない。

ウ 現場代理人は、工事請負契約で定める工事着手届出書の届出日において、当該雇用期間が 3 か月間 経過しており、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。また、工事請負契約約 款第 11 条第 2 項ただし書の規定に基づき現場代理人を同一人物が兼任することができます。

エ 特定建設共同企業体の代表構成員はアからウまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしてい るものであること。

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下同じ。）に基づく「土木一式工事」の特定建設業許 可を有していること。

(イ) 経審の総合評定通知書における土木一式の総合評定値が 830 点以上であること。

(3) 単体企業の資格条件

ア 前号ウ及びエに掲げる資格条件を全て満たしている者であること。

イ 単体企業で入札参加しようとする者は、当該単体企業により参加しなければならない。

3 設計図書及び参考資料の入手方法等

設計図書及び参考資料は、当該入札に参加し契約の相手方となることができる 2 (2) エ及び(3) アの条 件を満たす者へ次の(1)の方法により、2026 年 9 月 1 日から 2026 年 9 月 10 日午後 5 時までの間に交付す ることとする。

(1) 設計図書及び参考資料の入手方法

次の書類を 9 に掲げる部課へ提出し、条件を満たすことが確認できた者へ電子媒体（DVD-R）に より交付することとし、条件の確認は、提出時に同課にて行う。

なお、提供資料は本工事の入札のためにのみ使用することとし、提供資料の複製は禁止とする。また、 本件入札手続き完了後、落札予定者以外の借用者は速やかにデータを処分すること。

ア 守秘義務誓約書（様式 1-1）

イ 設計図書等提供申込書（様式 1-2）

ウ 2 (2) エ又は (3) アの条件を満たすことを証明する書類（建設業許可の写し、経営事項審査の総合評定値通 知書の写し等）

(2) 設計図書等に対する質問

ア 設計図書等に対する質問がある場合は、2026 年 9 月 1 日から 2026 年 9 月 10 日午後 5 時までの間に 9 に掲げる部課へメールにて質問書兼質問回答書（様式 1-3）を提出すること。なお、メール送 付後に確認の電話をすること。

- イ 記入の際には、質問者の企業名、担当者氏名等の情報と、質問内容に加えて書類番号、書類名称、頁を質問提出者にて記載すること。なお、書類番号には以下の項目から選び記入すること。

書類番号	書類名称
A1	入札公告
A2	様式(入札関連)【様式1－4～1－5】
B1	共同企業体協定書兼委任状【様式2－7】
C1	金抜き設計書
C2	仕様書(現場説明書含む)随意契約等に関する特記仕様書
C3	設計図
C4	参考資料
D1	その他(各提供図書に定めるもの以外)

- ウ アの質問に対する回答書は、2026 年 9 月 16 日頃に設計図書等提供申込者全員に電子メールにて回答する。

4 入札及び開札等

(1) 入札及び開札予定日時

2026 年 9 月 18 日 17 時 15 分

(2) 入札、開札場所

横浜市中区住吉町 1 丁目 13 番地松村ビル別館 5 階会議室 ばら

(3) 入札方法

入札書は、封筒に入れ、表面に「入札書」、裏面に「住所、商号又は名称及び氏名」を記載しなければならない。

ア 入札書の提出

定められた入札日時に入札書（様式 1－4）を持参し提出すること。

イ 提出した入札書は差し替えをすることができない。

ウ 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札金額とすること。

(4) 入札回数等

入札の回数は 2 回とする。2 回目の入札は 1 回目の入札において予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときに、1 回目の入札終了後直ちに実施する。

(5) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

ア 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会契約規程（以下「契約規程」という。）第 17 条の規定に該当する入札

イ 2 に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札

エ 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札

オ 入札書を提出する場合に、4（3）アに定める方法によらない入札

カ ア～オに定めるもののほか、入札公告に定める方法によらない入札

(6) 落札予定者の決定、入札参加資格の確認及び落札者の決定

ア 工事ごとに定める予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札予定者とする。

イ 4 (6) アにおける最低の価格をもって入札を行った者が 2 者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札予定者を決定することとする。

ウ 落札決定を保留した後、落札予定者が入札参加資格を満たすものであるかを確認する。

エ ウの入札参加資格の確認の結果により、落札予定者の取扱いには次のいずれかによるものとする。

(7) 当該落札予定者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とする。

(4) 当該落札予定者が入札参加資格を満たす者でないことを確認又は落札予定者を辞退した場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした他の者のうち、次に低い価格をもって入札を行った者を新たに落札予定者とし、ウの入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、落札予定者を辞退する場合は9月24日午後1時までに落札予定者辞退届（様式1－5）を提出すること。

オ 開札日の翌日から落札決定するまでの間に、当該最低金額入札者が国土交通省（本省又は関東地方整備局）、農林水産省、神奈川県及び横浜市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置を受けた場合は、その者を落札者とせず、次順位者を落札予定者とする。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 入札参加資格の確認

当該落札予定者は、(6)ウの入札参加資格の確認にあたっては、次に示す書類の提出等を行わなければならない。なお、複数の工事の落札予定者となり、同一の技術者を配置する場合、技術者に係る提出書類は1部とし、別の技術者をそれぞれの工事に配置する場合は工事ごとの提出とする。

ア 提出書類

(7)から(キ)については必須提出、(ク)から(セ)までは場合によっては提出いただくことがあります。

(7) 直近の経営事項審査の総合評定値通知書の写し（共同企業体の場合は各構成員分とし、3(1)で提出しているものから変更がない場合は提出不要）

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（兼配置技術者・現場代理人届出書）（様式3－1）

(4) 配置技術者届出書（共同企業体第2位以下構成員用）（様式3－2）

(エ) 特定建設共同企業体協定書（様式3－4）※単体企業の場合は不要

(4) 現場代理人の所属及び雇用期間を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等。）

(4) 持続可能性に配慮した調達コードに関する誓約書

(4) 持続可能性の確保に向けたチェックシート

(4) 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明を行うこと。）

(4) 法人登記簿謄本（1部）

- ・法人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの

(4) 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

(4) 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

(4) 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

- ・本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
- ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

(4) 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書

(セ) 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式3－5）

イ 提出部課

9に掲げる部課

ウ 提出方法

次の方法により提出すること。

(ア) 持参により提出する場合

直接 9 に掲げる部課へ持参すること。

(イ) 郵送により提出する場合

エに掲げる期間内（ただし、最終日の午後 5 時必着とする）に 9 に掲げる部課に到達するよう書留郵便で送付すること。封筒には、申請を行う全ての工事の工事件名とともに「入札参加資格審査申請関係書類在中」と朱書きすること。また、郵送した日に 9 に掲げる部課に電話連絡をしなければならない。

エ 提出期間

開札から 2026 年 9 月 29 日までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

オ その他

(ア) 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された確認申請書等は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された確認申請書等は、返却しない。

(エ) 申請する特定建設共同企業体の名称は、「特定」を付けずに「〇〇建設共同企業体」とすること。

5 契約保証金

- (1) 落札者は、契約締結と同時に契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 落札者が、契約締結と同時にこの契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証を付したときは、当該保証は契約保証金の納付に代わる担保の提供とみなす。
- (3) (1)にかかわらず、落札者が契約締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

ア この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

イ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

6 契約金の支払方法

- (1) 前払金は、契約金額の 10 分の 4 以内の額を支払う。
- (2) 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会が発注する工事の前払金に関する規程第 2 条第 2 項に規定する認定を受けたときには、追加して、契約金額の 10 分の 2 以内の額を支払う。

7 持続可能性の確保

別添の持続可能性に関する特記事項による。

8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 配置技術者の変更

本件工事が完成するまでの間は、4 (7) で届け出た技術者の変更はできない。ただし、発注者との協議により、工程上一定の区切りであり工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められた場合、又は技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

- (3) 本件工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事に該当する。
- (4) 必要と認めるときは入札を延期（入札期間の延期を含む。）し、中止し、又は取り消すことがある。
- (5) その他、入札公告に規定のない事項については、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会契約規程、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会が発注する工事の前払金に関する規程等に定めるところによるものとする。

9 手続き、問合せ先

〒231 - 0013

横浜市中区住吉町 1 丁目 13 番地 松村ビル本館 4 階

公益社団法人 2 0 2 7 年国際園芸博覧会協会 交通対策室交通対策部交通対策課

電話：045(307)2048

E メールアドレス：kotsu@expo2027yokohama.or.jp

【交付書類一覧】

分 類	名 称		交付方法
入札関係	1	入札公告	協会ホームページ (https://expo2027yokohama.or.jp/contact/) よりダウンロード
	2	守秘義務誓約書（様式 1－1）	
	3	設計図書等提供申込書（様式 1－2）	
	4	工事請負契約約款	
	5	工事の前払金に関する規程	
	6	持続可能性に関する特記事項（誓約書、チェックシート含む）	
	7	質問書兼質問回答書（様式 1－3）	DVD-R にて提供
	8	入札書（様式 1－4）	
	9	落札予定者辞退届（様式 1－5）	
	1 0	共同企業体協定書兼委任状（様式 2－7）	
	1 1	一般競争入札参加資格確認申請書（兼配置技術者・現場代理人届出書）（様式 3－1）	
事後審査関係	1 2	配置技術者届出書（共同企業体用）（様式 3－2）	
	1 3	特定建設共同企業体協定書（様式 3－4）	
	1 4	横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 3－5）	
	1 5	金抜き設計書	
設計図書等	1 6	仕様書	
	1 7	設計図	
	1 8	参考資料	
その他提供資料	1 9	横浜市土木工事共通仕様書	横浜市ホームページよりダウンロード (https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/shiyosho/)

【提出書類一覧】

(1) 設計図書等(DVD-R)の提供申込時に提出する書類

書類名称	備 考
守秘義務誓約書	様式 1－1 必要事項を記載し出力、押印の上、持参により提出
設計図書等提供申込書	様式 1－2 必要事項を記載し出力、持参により提出
2（2）エ又は（3）アの条件を満たすことを証明する書類（建設業許可の写し、経営事項審査の総合評定値通知書の写し等）	直近のもの

(2) 質問時に提出する書類

書類名称	備 考
質問書兼質問回答書	様式 1－3 必要事項、及び質問内容等を記載し 9 の部課へ E メールで送付 ※メール後に確認の電話をすること

(3) 入札時に提出する書類

書類名称	備 考
入札書	様式 1－4 必要事項を記載し押印の上、持参により提出

(4) 入札後、落札予定者のみ提出する資料

書類名称	備 考
一般競争入札参加資格確認申請書（兼配置技術者・現場代理人届出書）	様式 3－1 必要事項を記載の上、持参又は郵送により提出
配置技術者届出書（共同企業体用）	様式 3－2 （共同企業体を組成し参加する場合）必要事項を記載の上、持参又は郵送により提出
特定建設共同企業体協定書	（共同企業体を組成し参加する場合） 必要事項を記載し出力、押印の上、持参又は郵送により提出
現場代理人の所属及び雇用期間を確認できる書類	健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等
持続可能性に配慮した調達コードに関する誓約書	持続可能性に関する特記事項参照
持続可能性の確保に向けたチェックシート	持続可能性に関する特記事項参照
定款又は寄付行為の写し	※必要に応じて提出を求めるもの 原本証明を行うこと
法人登記簿謄本	※必要に応じて提出を求めるもの ・法人の場合に提出すること ・発行日から 3 カ月以内のもの
本籍地の市区町村が発行する身分証明書	※必要に応じて提出を求めるもの ・個人の場合に提出すること ・発行日から 3 カ月以内のもの ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないこ	※必要に応じて提出を求めるもの ・個人の場合に提出すること。

との証明	・発行日から3カ月以内のもの ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
納税証明書（各1部）	※必要に応じて提出を求めるもの ・未納がないことの証明 ・発行日から3カ月以内のもの ・本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書 ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
財務諸表の写し	※必要に応じて提出を求めるもの ・最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書
横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書	※必要に応じて提出を求めるもの 様式3－5